

## 目次

報告の要旨	1
1. 通常レビューの実施状況及び実施結果	6
(1) 通常レビューの計画	6
(2) 通常レビューの実施状況	7
(3) 通常レビューの実施結果	8
(4) 通常レビューにおける改善勧告事項	13
(5) 通常レビューにおける重点的実施項目	18
(6) 監査事務所に対する必要な改善措置の指導	20
(7) 品質管理レビューに係る新たな実務運用	20
(8) その他の活動状況	21
2. 改善勧告事項が生じた原因と対策	22
3. 特別レビューの実施状況及び実施結果	25
4. 上場会社監査事務所登録制度の運用状況	26
5. 品質管理審議会からの勧告事項への対応	28
6. 公認会計士・監査審査会への対応・連携	30
7. 今後の行動計画	31
資料1 品質管理レビュー制度	33
資料2 上場会社監査事務所登録制度	42
資料3 通常レビューにおける改善勧告事項及び限定事項付き結論又は否定的結論の原因	48
資料4 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の調査結果の分析	53
資料5 平成27年度品質管理委員会活動に関する勧告書	57
資料6 品質管理関係規程の変更等	60
用語説明	62

当報告書は、日本公認会計士協会会則第123条第5項に基づき、品質管理委員会の活動状況を品質管理審議会に報告するために作成されるものであり、「報告の要旨」、「本文」、「資料編」及び「用語説明」から構成され、「資料編」では、基本的な制度説明及び本文に関する詳細情報を掲載するとともに、「用語説明」において、文中に使用されている品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所部会等に関連する用語について説明している。

なお、品質管理レビューの結果等については、平成28年5月18日開催の品質管理委員会後から平成29年5月18日開催の品質管理委員会において承認又は決定された事案を平成28年度分として取り扱っている。

## 報告の要旨

### 品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士（以下「監査事務所」という。）が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を公認会計士法の下で自主規制として運用している（※品質管理レビュー制度に関する説明については、33ページ「資料1 品質管理レビュー制度」を参照のこと）。また、監査事務所のうち上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、当協会の品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿及び上場会社監査事務所名簿等抹消リストを備え、広く一般に公開している。これらの名簿への登録の可否や登録に関する措置は、品質管理レビュー制度に組み込んだ制度（上場会社監査事務所登録制度）として運用している（※上場会社監査事務所登録制度に関する説明については、42ページ「資料2 上場会社監査事務所登録制度」を参照のこと）。

品質管理委員会は、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等の監査業務に係る契約を締結している監査事務所に対し、通常レビューを実施し、その結果を監査事務所に報告するとともに、レビューの結果、改善勧告事項があった監査事務所に対して次年度にフォローアップ・レビューを実施し、その改善状況を確認している。さらに、フォローアップ・レビューにおいて「改善の不十分な事項のある確認結果」となった監査事務所に対しては、その翌年度に再フォローアップ・レビューを実施している。

また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合には、当該事態に関係する監査事務所の特定の分野又は監査業務に係る品質管理の状況をレビューする特別レビューを実施している。

### 通常レビューの実施計画

当年度のレビュー年次計画及び通常レビューの実施計画の策定に当たっては、監査対象会社の継続的なリスク評価による個別業務の選定及び経営者による不正リスクへの対応状況を確認するための詳細なレビュー計画の策定などのリスク・アプローチの徹底、大手監査法人に対するレビューの強化、レビュー対象監査業務の追加選定、前年度の通常レビューの実施結果に対応した機動レビューの実施、フォローアップ・レビューの手法の決定等に留意した。

また、通常レビューの実施に当たっては、平成28年1月に公表された会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」及び「監査提言集（特別版）」（以下「会長通牒等」という。）で特に留意すべきものとされた7項目と、金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日付け）（以下「懇談会提言」という。）を踏まえた監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する3項目を、それぞれ重点的実施項目として採り上げた。

## 通常レビューの実施状況

当年度の通常レビューの実施状況は下表のとおりである。

(単位：監査事務所)

	前年度 未了事務所数	当年度実施 対象事務所数	レビュー報告書 交付事務所数	当年度 未了事務所数
通常レビュー	3	101	101	3
定期レビュー	2	73	74	1
機動レビュー	1	28	27	2
フォローアップ・レビュー	1	52	53	－
再フォローアップ・レビュー	－	3	3	－
合計	4	156	157	3
通常レビュー対象監査事務所		209		
当年度のレビュー実施割合 (%)		75%		

当年度は、101の監査事務所に対して通常レビューを実施した。その内訳は、原則として3年に一度（ただし、大手監査法人は2年に一度）の頻度で計画的に実施する定期レビューが73事務所、定期レビューを補完する必要があると判断して実施する機動レビューが28事務所であった。品質管理レビュー報告書の審議・決定が前年度から繰り越されていた3事務所と当年度に通常レビューを実施した101事務所の合計から翌年度に繰り越された3事務所を除く101事務所に対して品質管理レビュー報告書を交付した。

また、52の監査事務所に対してフォローアップ・レビューを実施し、フォローアップ・レビュー報告書の審議・決定が前年度から繰り越されていた1事務所を加えた53事務所に対してフォローアップ・レビュー報告書を交付した。さらに、3事務所に対して再フォローアップ・レビューを実施し、フォローアップ・レビュー報告書を交付した。

## 通常レビューの実施結果

当年度に品質管理レビュー報告書を交付した101の監査事務所のレビューの結果別の内訳は、「限定事項のない結論」83事務所（前年度63事務所）、「限定事項付き結論」17事務所（前年度20事務所）であり、「否定的結論」は1事務所（前年度該当なし。）であった。

また、フォローアップ・レビュー報告書を交付した53の監査事務所のうち「改善の不十分な事項のある確認結果」となったのは6事務所（前年度4事務所）であった。さらに、再フォローアップ・レビューを実施した3事務所のうち「改善の不十分な事項のある確認結果」となったのは1事務所（前年度該当なし。）であった。

通常レビューの結果に基づき、当年度の日本公認会計士協会会則（以下「会則」という。）第123条第4項に基づく会長への報告の対象となった監査事務所は7事務所であった。

また、品質管理の状況のレビューを実施した結果に基づき措置の決定を受けた監査事務所は、「注意」30事務所（前年度20事務所）、「嚴重注意」8事務所（前年度2事務所）、「監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告」2事務所（前年度該当なし。）であった。

## 通常レビューにおける改善勧告事項の状況

通常レビューにより改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては改善勧告書を交付している。当年度の改善勧告事項の総数は1,132件（前年度1,103件）であり、1事務所当たりの平均件数11.2件は前年度の13.3件から減少している。また、通常レビューを実施した284監査業務のうち一つでも改善勧告事項のあった監査業務の割合は72%であった。なお、当年度に改善勧告を受けた監査事務所において、改善勧告が多かった項目は、「監査業務における品質管理」については、「会計上の見積りの監査」、「監査証拠」及び「実証手続の立案及び実施」であり、「監査事務所における品質管理」については、「品質管理の全般的体制」、「品質管理のシステムの監視」及び「審査」であった。

当年度の通常レビューの重点的实施項目を確認した結果、会長通牒等への対応状況については、会長通牒等で特に留意すべきものとされた7項目のうち、会計上の見積りの監査など6項目で改善勧告事項が見受けられ、これらの改善に向けて、監査事務所に対して指導を行った。また、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に関する3項目の全てにおいて改善勧告事項が見受けられ、これらの改善に向けて、監査事務所に対して指導を行った。

## 通常レビューの実施結果の評価

「限定事項付き結論」又は「否定的結論」が表明された監査事務所の割合は前年度24%から当年度18%に減少し、また、改善勧告事項の1監査事務所当たりの平均件数も前年度13.3件から当年度11.2件に減少している。その要因としては、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書（以下「クラリティ版報告書」という。）の全面適用から4年が経過し、監査事務所の多くがクラリティ版報告書の適用後の二度目の通常レビューであったこと、当協会として、会長通牒等に対する監査事務所の体制整備を確認する特別レビューを平成28年2月から3月に実施したことにより、監査事務所における監査の品質管理への取組に対する意識の向上が図られたこと等によると考えられる。ただし、機動レビューを実施した監査事務所のうち6事務所では改善が進まず連続して「限定事項付き結論」となっている状況や、改善勧告事項の件数が上位の項目は前年度と同じであり、会計上の見積りの監査、監査証拠並びに実証手続の立案及び実施は、品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所の過半数で改善勧告を受けている状況が見受けられる。

## 改善勧告事項が生じた原因と対策

限定事項付き結論又は否定的結論の原因となった改善勧告事項が生じた原因を分析した結果、監査事務所及び監査チームによる品質管理の軽視、職業的専門家としての懐疑心の発揮の不足、及び監査業務の適切な質的水準の維持・向上に対する組織的な取組姿勢の不足が根本的な原因であると考えられる。これらの原因に対処するためには、会員及び準会員（以下「会員等」という。）は監査及び会計の専門家として、一人一人が自らのこととして、公認会計士に課せられた使命及び職責を自覚し、真摯に監査業務に取り組むことが必要であり、監査チームメンバーとして適切な監査チームの運営を図る必要がある。また、監査事務所は、監査業務の品質を重視する風土を監査事務所内に醸成し、適切な監査に必要な知識と技能及び品質管理に対する意識の向上、組織的な監査の実践を図る必要がある。当協会は、一人一人の会員等及び監査事務所のこうした取組を支援し、自主規制機能を充実・強化していく。

## 特別レビューの実施状況及び実施結果

当年度においては、当協会の監査業務審査会の調査結果に基づく勧告書に対する対応方針及び対応結果を確認するため、勧告書の交付を受けた1事務所を対象に特別レビューを実施し、その結果、問題となる事項は見受けられなかった。また、平成28年2月から3月に実施した会長通牒等に対する監査事務所の体制整備を確認する特別レビューで指導した事項への対応状況を10事務所において確認した結果、対応状況が不十分であると認められる重要な事項は見受けられなかった。

## 上場会社監査事務所登録制度の運用状況

平成29年5月18日現在、上場会社監査事務所名簿に登録されている上場会社監査事務所（以下「本登録事務所」という。）の数は131事務所、準登録事務所名簿に登録された監査事務所（以下「準登録事務所」という。）の数は11事務所であった。また、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載されている監査事務所の数は2事務所であった。

上場会社監査事務所名簿への登録申請があり、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに開催された品質管理委員会で登録の可否を決定した監査事務所は3事務所であり、登録を認める決定が2事務所、登録を認めない決定が1事務所であった。また、準登録事務所名簿（品質管理レビュー実施前監査事務所）への登録申請があり、平成28年5月19日から平成29年5月18日までに開催された品質管理委員会で登録の可否を決定した監査事務所は5事務所であり、登録を認める決定が3事務所、登録を認めない決定が2事務所であった。

上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿（以下「上場会社監査事務所名簿等」という。）に登録された監査事務所に対しては、品質管理の状況のレビューの実施結果に基づいて決定された措置の種類に応じて登録に関する措置を決定している。平成28年5月19日から平成29年5月18日までに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講ずる決定をした監査事務所は、品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示が5事務所（前年度1事務所）、準登録事務所名簿への登録の取消しが1事務所（前年度は該当なし）であった。

また、上場会社監査事務所名簿等への再登録を制限するために、一定の事由に該当した会員を「上場会社監査事務所名簿・準登録事務所名簿再登録制限者」（以下「名簿再登録制限者」という。）として指定し、「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿への再登録制限者管理簿」（以下「名簿再登録制限者管理簿」という。）に記載しているが、平成29年5月18日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は7名である。

## 今後の行動計画

当協会では、自主規制機能の中核をなす品質管理制度について自主規制の意義・内容などの原点に遡って研究することを目的に、「品質管理を中心とした自主規制の在り方研究会」を設置し、品質管理レビューの具体的な課題の整理、検討を行っている。また、研究会の提言に迅速かつ適時に対応できるよう、会則・規則等の改正が必要な場合に備えた態勢を整備するために「品質管理レビュー制度等検討プロジェクトチーム」を設置して検討を進めている。

品質管理委員会としては、会計監査の信頼性確保のため、品質管理レビュー制度の更なる改善を行い、平成29年度の品質管理レビューにおいて着実な運用を図るとともに、研究会及びプロジェクトチーム

における検討状況を踏まえて懇談会提言に示された施策の実現のため、実施可能なものについては実施に向けた作業をより一層進める等、「品質管理レビューの実効性の向上」、「品質管理レビューの実施結果の開示拡充の検討」、「上場会社監査事務所登録制度の厳格な運用」、「監査法人のガバナンス・コードへの対応状況」といった四つの対応を行っていく。